

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは、浜田地区広域行政組合が主体となって多様な介護予防と生活支援サービスを提供する事業です。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

介護予防・日常生活支援総合事業

● 介護予防・生活支援サービス事業

生活支援サービスなど、利用者のニーズに合わせたさまざまなサービスがあります。NPO法人や一般企業、住民ボランティアなども協力して行われます。

- 対象者** ① **要支援1・2の方**
② 「基本チェックリスト」により該当した方。

利用料 原則として費用の1割～3割を負担します。また、要介護状態の区分により1か月あたりの上限額が決められています。



● 一般介護予防事業

要支援・要介護状態の有無にかかわらず、すべての高齢者を対象に行われるサービスです。高齢者自身も事業の担い手として参加することにより、地域のコミュニティを活性化する役割を期待されています。

- 対象者** 65歳以上(第1号被保険者)のすべての方。
利用料 原則として利用者の負担はありません。



介護保険サービスに疑問や不満を感じたときは

介護保険サービスの内容や対応に疑問や不満があるときは、率直に事業所の担当者に話をしてみましょう。また、ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談してみるのもひとつの方法です。それでも解決しない場合には、浜田地区広域行政組合や市役所の介護保険担当窓口にご相談したり、都道府県単位で設置されている国民健康保険団体連合会へ申し立てたりすることもできます。

《事業内容の例》

■ 訪問型サービス

利用者が自力では難しい日常生活の行為について、ホームヘルパーによるサービスが利用できます。調理や掃除等の生活援助、ゴミ出しや買物などの生活支援のほか、保健師等による居宅での相談指導なども行われます。

■ 通所型サービス

日常生活の支援などの基本的サービスのほか、その方の目標に合わせた「選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔ケア）」などを行います。また、運動やレクリエーションなども行われます。

■ その他の生活支援サービス

訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われるもので、栄養改善を目的とした配食や安否確認、見守りなどが行われます。

■ 介護予防ケアマネジメント

総合事業によるサービスを、適切に利用できるようにするために、サービスの種類や利用回数などのケアプランを作成してもらいます。



《事業内容の例》

■ 介護予防把握事業

閉じこもり等、何らかの支援を要する方を把握して、介護予防活動へつなげます。

■ 介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及や啓発を行います。

■ 地域介護予防活動支援事業

住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

■ 地域リハビリテーション活動支援事業

通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場（体操教室など）へのリハビリテーション専門職等による助言等を実施します。

